

令和7年第7回(12月)大潟村議会定例会  
 総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和7年12月5日(金)		
招集場所	役場2階 「第一会議室」		
開会日時	令和7年12月5日(金) 9:00~14:07		
出席委員 (6名)	委員長 松雪 照美	副委員長 松橋 拓郎	委員 菅原アキ子
	委員 川渕 文雄	委員 三村 敏子	委員 丹野 敏彦
欠席委員 (0名)			
出席職員 (23名)	<p>【特別職】 【議会事務局】                  副村長 小澤 菜穂子 事務局長 近藤 綾子</p> <p>【総務企画課】                  課長 石川 歳男 課長補佐 遠藤 有子 主査 庄司都志哉                  主査 菅原 聡 主査 相原 千里 主査 畠山 友伴                  主任 土佐林 学</p> <p>【税務会計課】                  課長 近藤 比成 主査 宮田 文美 課長 近藤 比成</p> <p>【福祉保健課】                  課長 北嶋 学 課長補佐 進藤 智哉 主任 角田 伸代                  主事 宍戸朱希子 主事 佐藤 佑樹</p> <p>【保健センター】                  主事 佐藤 香恵</p> <p>【教育委員会】                  教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司                  主査 菅原 美子 主査 佐藤 純子</p>		

付託事件	議案第76号	大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第77号	大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第78号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第79号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 80 号	大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第 81 号	大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について
議案第 87 号	大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について
議案第 88 号	大潟村診療所の指定管理者の指定について
議案第 89 号	大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
議案第 90 号	大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 91 号	大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について
議案第 92 号	令和7年度大潟村一般会計補正予算案
議案第 93 号	令和7年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 94 号	令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 95 号	令和7年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
陳情第 8 号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情
陳情第 9 号	ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情
陳情第 10 号	「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
陳情第 11 号	最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
陳情第 12 号	「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>(開会 9:00)</p> <p>ただいまより、総務福祉教育委員会を開会します。</p> <p>ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。</p> <p>本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案および陳情等を確認します。</p> <p>議案第 76 号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号</p>

発言者	発言要旨
	<p>の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第 77 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第 78 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第 79 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第 80 号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第 81 号「大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第 87 号「大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第 88 号「大潟村診療所の指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第 89 号「大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第 90 号「大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第 91 号「大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」、</p> <p>議案第 93 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、</p> <p>議案第 94 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、</p> <p>議案第 95 号「令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、</p> <p>陳情第 8 号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情」、</p> <p>陳情第 9 号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」、</p> <p>陳情第 10 号「『介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める』国への意見書提出を求める陳情書」、</p> <p>陳情第 11 号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」、</p> <p>陳情第 12 号「『小・中学校給食費の完全無償化』のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」</p> <p>以上 20 件です。</p> <p>それでは当委員会に付託された案件について審査に入ります。</p> <p>審査の順番ですが、初めに総務企画課関係部分を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課関係の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

発言者	発言要旨
	<p>それでは、議案第 76 号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。</p>
菅原主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>国の法律が変わることに伴い変更するということでしょうか。また、マイナンバーとはどのような関連があるのでしょうか。</p>
菅原主査	<p>標準化に関する国の法律の中で、住登外の管理を行う機能を実装することが決まっております。これに対応するために「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」というより上位の法が改正されたことに伴う条例改正となります。</p> <p>システム上特定の個人を識別するための番号はマイナンバーとは別の番号であり、住民登録のある方について、システム上で識別するための番号となります。</p>
菅原(ア)委員	<p>住登外とは、村外の人ということでしょうか。</p>
菅原主査	<p>村に住所を有する方が転出すると、個人を識別する番号がそのまま引き継がれます。その際に課題となっていたのが、村に住民票を置いたことのない方、例えば周辺の方で村に農地を持っている方で同性同名の方がいる場合に識別できないといったことがあります。こうしたケースで使用するための番号となります。</p>
菅原(ア)委員	<p>村民でない方が土地を所有しているなどの場合を想定しているということですね。</p>
菅原主査	<p>そのとおりです。</p> <p>住登外の機能自体はこれまでも使用していますが、特定の個人を識別するところまでは行っておりません。今後システムが標準化されることで、その部分まで管理できることとなります。</p>

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員	村外に住んでいる方について、識別番号が割り振られ、合致すれば同じ人というように確定できるということですね。
菅原主査	そのとおりです。
丹野委員	マイナンバーとは別の番号ということですが、マイナンバーで管理すれば済むことだと思うのですが、その点はいかがでしょう。
菅原主査	今回扱う番号はあくまでシステム上で管理するための番号です。将来的にはマイナンバーに紐付く可能性もあるのではないかと思います。
丹野委員	この番号は将来的にはなくなるような気がします。もし、村ではマイナンバーで管理するので、今回の改正は行わないとした場合はどうなるのでしょうか。改正は義務なのかどうか、教えてください。
菅原主査	本改正は義務ですが、個人を識別する番号が2種類あることはデータの管理上好ましくないと認識しておりますので、将来的には統一する方向に向かっていくと思います。
松橋副委員長	マイナンバーは自分たちで把握しているが、今回の識別番号はあくまでシステム上の管理番号であり、自分たちが目にするのではないという認識でよろしいでしょうか。
菅原主査	そのとおりです。住民の方が使用することはありません。
松橋副委員長	マイナンバー制度が始まった当初は反対する意見がありましたが、それ以前から私たちは番号で管理されていたということですね。
菅原主査	認識としてはそのとおりですが、あくまでシステム上の番号であり、悪用するなどといった発想には至らないものであります。
川渕委員	マイナンバーとは別にもう1つ番号を持つということですか。
菅原主査	その認識で間違いありませんが、マイナンバーは本人が使用していく番号で、

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>識別番号はシステム上で識別するための番号であり、本人が使用するものではないという違いがあります。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 76 号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 76 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 77 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。</p>
菅原主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 77 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松雪委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 77 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 78 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。</p>
相原主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
松橋副委員長	<p>第 1 号部分休業について、資料では上記取り扱いを廃止とありますが、本改正でこの部分は残るのですが、なくなるのですか。</p>
相原主査	<p>第 1 号部分休業制度は改正後も残ります。従前の部分休業制度がそのまま第 1 号部分休業制度に移行し、新たに第 2 号部分休業制度という制度が設けられるというものになります。</p>
松橋副委員長	<p>第 1 号部分休業と第 2 号部分休業の違いは、時間の単位の部分ということでしょうか。</p>
相原主査	<p>まず第 1 号部分休業につきましては、1 日につき 2 時間を超えない範囲の時間で取得することが可能です。改正前においては、勤務時間の始めまたは終わりに、部分休業を取得するものでありましたが、本改正により、勤務時間の途中でも取得でき、また 30 分単位で取得することが可能です。</p> <p>第 2 号部分休業制度につきましては、本改正により新しく設定された制</p>

発言者	発言要旨
	<p>度となります。こちらは1年につき10日相当の範囲で取得が可能になる制度となっております。こちらは取得時間の単位は1時間となります。</p>
松橋副委員長	<p>第1号部分休業について、年間の上限はどのぐらいですか。</p>
相原主査	<p>年間の上限はありません。</p>
松橋副委員長	<p>1日2時間以内であれば何日でも取得できるということでしょうか。</p>
相原主査	<p>そのとおりです。第1号部分休業を申請し承認された職員については、1日につき2時間を超えない範囲であれば、取得は可能です。</p>
松橋副委員長	<p>育児休業なので、育児休業の条件を満たしていれば1日2時間ずつ取得できるということでしょうか。</p>
相原主査	<p>こちらの部分休業制度は、育児休業とは別に整理される休業制度となります。</p> <p>部分休業制度は、小学校就学前の子を養育する職員を対象として、養育に必要な範囲で、時間的な休業を認める制度となっております。</p> <p>例えば保育園の送迎等で正規の勤務時間での勤務が難しい場合にあっては、部分的に休業制度を利用して勤務していただくという制度になります。</p>
松橋副委員長	<p>0歳から6歳までの未就学児がいて、要件を満たしていれば、極端な話、6年間毎日2時間の部分休業が取得できるということでしょうか。</p>
相原主査	<p>そのとおりです。</p> <p>申請は1年度単位で行われ、子の養育状況などを確認した上で承認するということとなります。</p> <p>理由があれば取得できるという制度になりますので、職員においては家庭状況に応じて適宜利用していただければと思っております。</p>
松橋副委員長	<p>第1号部分休業か第2号部分休業どちらかしか選択できないということですが、第1号はどの時間帯でも取得できて年間の上限がないためかなり使い勝手が良いのではないかと思います。第2号部分休業の新設は職員にとってメリットがあるのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
相原主査	<p>前提として、本改正は地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正を受けて改正するものになっております。</p> <p>上位の法律にこの制度が設定されたことで、同様の要件を各市町村の条例で定めるという内容です。</p> <p>第 2 号部分休業制度については、現時点で制度が施行されておられませんので職員の反応などわかりかねますが、予定していない家庭状況に置かれたときに選択できる範囲が広がったという意味では、職員の今後の働き方に寄与する制度なのではないかなと思っております。</p>
三村委員	<p>第 1 号部分休業を取得した場合、給料は変わらないのですか。</p>
相原主査	<p>無給休業になりますので、休業を取得した職員については取得期間に応じて給与が減額されることとなります。</p>
松橋副委員長	<p>第 2 号部分休業についても同様でしょうか。</p>
相原主査	<p>第 1 号、第 2 号ともに無給休業となります。</p>
菅原(ア)委員	<p>最初の 1 ヶ月はこの時間帯、次の 1 ヶ月はこの時間帯というように申請する時間帯を変えて申請することは可能なのでしょうか。</p>
相原主査	<p>可能です。</p>
丹野委員	<p>村の雇用形態の中で支援を行うことはできないのでしょうか。例えば条例である程度まで決めて、無休になる部分は村の子育て支援策により対応するなどできればと思うのですがいかがでしょうか。</p>
相原主査	<p>部分休業制度については無給休業であるとお話いたしました。これは別に家族看護休暇等の有給休暇等もあります。</p> <p>自身のライフスタイルや今後の家庭生活等を鑑みて、職員が個人で選択していけるよう、選択肢の幅を持たせるものになります。</p>
石川課長	<p>無休となる分を村独自で支出できないかというご質問かと思いますが、育児休業等に関する条例は、あくまで村の条例ですので実施することは可</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>能です。</p> <p>しかし、勤務時間、休暇体系等については、国あるいは秋田県に準じてきたという経緯があり、おそらく他の自治体も国家公務員を上回るような規定を作っているところはないと思います。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p>
松雪委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
松雪委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第 78 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松雪委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 78 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 79 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p>
相原主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
松橋副委員長	<p>制度自体は元々あって、その周知と意向確認が義務になるということでしょうか。</p>
相原主査	<p>そのとおりです。すでにある制度について、対象となる職員について任命権者から当該制度を周知して意向確認を行った上で、制度利用にあたっての所要の調整を行うというものです。</p>

発言者	発言要旨
松橋副委員長	<p>以前はそもそも周知しなくてもよかったということだと思いますが、実際には意向確認していたのか、それとも積極的にはしていなかったのでしょうか。</p>
相原主査	<p>休暇休業等の制度につきましては毎年度一定程度的見直しがありますので、職員の共有掲示板等で、毎年度周知を行っております。</p> <p>これはどの団体であっても同じように行われているものであると思いますが、今回の条例改正により義務化されるものです。</p>
松橋副委員長	<p>それでは義務化されたとしてもやるべきことは増えないという解釈でよろしいでしょうか。</p>
相原主査	<p>従前から取り組んできた内容であることから、義務化にあたりブラッシュアップし、皆さんが見やすいような形で資料等を整備することなどは必要かと思いますが、作業が増えるということではないと認識しています。</p> <p>しかし、今回の改正によって、40歳に到達した職員に対してプッシュ型で制度を周知するという規定も新たに創設されましたので、そういった作業は増えることとなります。</p>
菅原(ア)委員	<p>職員の申し出に対し、職員によって仕事の状況とか繁忙の時期などそれぞれの事情があると思うのですが、年齢なども含め、何か条件はあるのでしょうか。</p>
相原主査	<p>育児期両立支援制度につきましては、3歳未満の子を養育する職員が対象となるため、こちらで把握している養育状況をもとに当該職員に対して通知いたします。</p> <p>介護に関する申し出については、40歳に到達した職員が対象となりますので、そちらは職員の人事履歴等を確認してこちらから通知します。</p> <p>出産、育児、介護の必要性というのは、本人からの申し出がない限りこちらの方ではわかりかねますので、そちらは管理職員が所属職員からの聞き取り等で把握するということになろうかと思えます。</p>
松雪委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p>
松雪委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは、討論を終結し、採決いたします。 議案第 79 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松雪委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。 よって、議案第 79 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、総務部門に関する部分について当局の説明を求めます。</p>
<p>近藤事務局長 宮田（文）主査 庄司主査 菅原主査 相原主査 畠山主査</p>	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>災害復旧費について、八郎潟基幹施設事務所の機械が落雷により故障したとの説明でしたが、こういうことは以前からあったのでしょうか。</p>
庄司主査	<p>八郎潟基幹施設事務所では、近年なかったと思います。 10 款の災害復旧費は存置項目で予算計上しており、例年予算の執行はないのですが、何年か前に大雨で村道が陥没した際には単独災害復旧事業として予算計上したことがありました。農業用施設の災害復旧費に予算計上したの</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>は、かなり久しぶりかと思えます。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 92 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松雪委員長	<p>休憩します。(10:15)</p>
松雪委員長	<p>再開します。(10:20)</p>
松雪委員長	<p>議案第 81 号「大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について」、議題といたします。当局の説明を求めます。</p>
進藤課長補佐	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>現在よりも次期の方が指定管理料がかなり上がってると思うのですが、この主な理由は何でしょうか。</p>
進藤課長補佐	<p>増額となった主な理由についてですが、一番大きいものが光熱水費や燃</p>

発言者	発言要旨
丹野委員	<p>料費といった費用の増加となっております。その他、ふれあい健康館につきましては、日直代行業務を行っていただいております、夜間や土日等も開館しておりますので、そちらの業務の委託料等が増加になったことも要因となっております。</p> <p>この審査をやるにあたって、今説明あったわけですが、設置目的の効果的達成だとか効率的なこれはいいんですけども、委員にはどのような資料が出されているのでしょうか。何を基準に、まず書類は出てるんでしょうけど、どれぐらいのボリュームで何を、今までの実績はもちろんそうでしょうけど、それだけなんですか。</p>
進藤課長補佐	<p>資料につきましては、あらかじめ募集要項に定められた資料を出していただいております。</p> <p>具体的には指定管理に係る申請書やその組織の定款、今までの実績やその組織の人員構成、社会保険料や税の滞納がないかや、今後 5 年間の計画による収支計画書等が提出書類となっております。</p>
丹野委員	<p>実績となると、会計報告になるんだろうけども、人為的なトラブルだとか、例えばあった指定管理者と利用者のトラブルだとか、そういうのも細かく報告はされているものなんですか、それともそういうものは要項に載っていないから、出てこないとか見えないとかいうのはあるものですか。</p>
進藤課長補佐	<p>今回の指定管理者の募集につきましては、今現在、指定管理を行っていただいている社会福祉協議会 1 社からの募集となりましたが、募集自体は社会福祉協議会に限ったものではなく、広くいろんな団体から応募していただくような募集要項となっております、今現在指定管理を行っていただいている団体からの申請ということもありますので、その場合は当然実績はない状態で提出ということになります。</p> <p>社会福祉協議会の方からは募集要項に定められていないというのがありますので、今現在行ってる指定管理施設におけるそういったトラブルとかの報告は今回はいただいている状況であります。</p>
松雪委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
松雪委員長	【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 81 号「大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 81 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に、議案第 88 号「大潟村診療所の指定管理者の指定について」、当局の説明を求めます。
北嶋課長	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
三村委員	現在よりも指定管理料が非常に下がっていますが、どういう要因で下がるんですか。
北嶋課長	今回 5 年間の契約は確かに前回より非常に下がっております。 要因としましては、令和 8 年度はこれまで通りの金額なんですけど、令和 9 年度から人件費も含めまして委託をお願いするというような内容となっております。 ただ、それによりまして、診療報酬的なものについても全て正和会の方で徴収ということになりまして、村の方からの支出が下がっている状態となっております。
松橋副委員長	正和会としては診療報酬も直接入るということで、これぐらい金額下がっ

発言者	発言要旨
北嶋課長	<p>でもなお、そっちの方がメリットがあるという判断をされたんでしょうか。それとも、そもそも募集の段階で、こういうもんだって決めていたのでしょうか。</p> <p>こちらにつきましては、先ほど要因は、人件費というお話をさせていただきましたが、非常に時代っていうんですか、看護師等々村の中で募集をかけてもなかなか採用が見込めない。</p> <p>そういうものであるならば、医療機関で人員を配置してもらうのが、非常に村としてもメリットがあるのではないかといった判断から今回、人件費等全て含めて、お願いしたいという募集要項となっております。</p>
川渕委員	<p>今は指定管理5年間と言われましたけども、物価高騰と人件費の高騰といえますか、そういう中でも、5年間は全く同じ金額で委託をするわけでしょうか。</p>
北嶋課長	<p>金額詳細なことについてはお伝えできませんが、いずれ、人件費についても余裕を持った積算をしておりますので、今後4年間5年間の物価高騰には、十分に対応できると思っております。</p>
松雪委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第88号「大潟村診療所の指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 88 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>それでは次に、議案第 89 号「大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」、議案第 90 号「大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第 91 号「大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について」を一括質疑といたします。当局より説明をお願いいたします。</p>
進藤課長補佐	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
菅原(ア)委員	<p>参考までに伺いたいと思うんですが、今現在、正和会はもう何年も運営をやってこられてるんですけども、以前は藤原病院を核とした敬仁会が担ってたんですよ3,4年くらいだと思います。</p> <p>指定管理の任期が切れる5年を経て募集したときに、敬仁会と正和会の2社持ち込まれたと私は思ってるんですが、過去にそのときは2社ですので、比較はできるんですけども今みたいにこうやって1法人しか申し込みがないっていう場合、もちろんいろんな達成度とか効率的な管理とか村民の平等性とかいろんな項目ありますけれども、これ以外に例えば1社だとしても、過去の実績を参考にされるみたいなことってあるんでしょうか。参考までで結構です。</p>
進藤課長補佐	<p>今回の指定管理につきましては先ほど申し上げた通り募集要項に基づいて申請をいただいているものであります。</p> <p>基準採点の項目の中に、設置目的の効果的な達成や効率的な管理等々項目があるんですけども、そちらについての採点の際にその申請いただいた書類の社会福祉法人等の今までの実績や組織の概要等を見ながら審査の方が実績に基づいてこの項目を判断して採点するということはあり得るかと思えます。</p>
三村委員	<p>ひだまり苑のところにソーラーパネルが設置されると思うんですけど、それによって水道光熱費の電気代に関して、何か変わってくるのか、そういうようなことはあるんでしょうか。</p>
進藤課長補佐	<p>実際にソーラーパネルが設置されて、電力が供給された結果、実績として</p>

発言者	発言要旨
三村委員	<p>光熱水費が下がるということはあるかと思いますが、積算の段階ではそういったことを加味せず、あくまで実績とこれからの上昇の見込みを見込んで申請いただいたということになってるかと思います。</p> <p>数字が、指定管理の決まったときの数字と大きく変わってくるようなことがあった場合、それに対してまた協議するとか、そういうことはありますか。</p>
進藤課長補佐	<p>指定管理につきましては今後施設の方と基本協定書を取り交わすほか、毎年度、年度協定という形で金額を含めた協定を取り交わすこととなります。</p> <p>年度末決算終わって実績が出た段階で、指定管理料にあまりが出るといった形になります。</p>
松雪委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 89 号「大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 89 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第 90 号「大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 90 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第 91 号「大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 91 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松雪委員長	<p>次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部分について、議題といたします。当局の説明を求めます。</p>
進藤課長補佐 角田主任 佐藤（香）主事	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
松雪委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>それでは次に、議案第 93 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局より説明を求めます。</p>
北嶋課長	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
松雪委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 93 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 93 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>それでは次に、議案第 94 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。</p>
宍戸主事	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
松雪委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>多分例年、冬季になると、健診結果がでて、それで入院とかお医者さんにかかる人が増えて、医療費が多くなるのかなとは思いますが、例年の傾向よりも今年度多いという傾向になってるってということでしょうか。</p>
宍戸主事	<p>例年、多くなる傾向です。</p> <p>ここ 3 年間の平均は 1.23 倍で、最大は 1.4 倍でしたので、傾向としては冬場多くかかるようになっております。</p> <p>療養費については、やむを得ない事情で 10 割負担された後に 7 割分を被保険者の方に返金する部分のもの他に、補装具の購入、はり・きゅうも療養費の対象となってきます。</p> <p>審査支払手数料は、冬場と夏場で変わるものではないので、受診件数が上がるというよりも、冬場の療養費がかさむということになるかと思えます。</p>
松雪委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第94号「令和7年度大潟国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松雪委員長	<p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。 よって、議案第94号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第95号「令和7年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。</p>
佐藤(佑)主事	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
松雪委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
菅原(ア)委員	<p>介護サービスの事業費が増えているということですが、去年度から大雑把でいいんですが、どのくらいの人数とかそういうことを把握されてるでしょうか。</p>
佐藤(佑)主事	<p>3款1項1目と2目は要支援者の方々に係るサービスとなっておりますが、時期にもよりますが2名、数名程度増加しているという状況です。</p>
菅原(ア)委員	<p>2名ということですがけれども、今後もやっぱり高齢者の人たちもまた実際増えていくわけですがけれども、それに伴って、増えていくという予想でしょうか。</p>
佐藤(佑)主事	<p>おっしゃるとおり、増えていく予想です。</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松雪委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 95 号「令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 95 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松雪委員長	<p>暫時休憩いたします。(11:10)</p>
松雪委員長	<p>再開いたします。(11:14)</p>
松雪委員長	<p>議案第 75 号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
佐藤(純)主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松雪委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
松橋副委員長	<p>この事業は子ども一人当たり月 10 時間利用できるとのことですが、村は一時預かり保育において、既にそれ以上の受入をしており、その他にこの制度が追加されるという認識でよろしかったですね。</p>

発言者	発言要旨
佐藤(純)主査	お見込みのとおりです。
松橋副委員長	一般型の一時預かりには就労要件ございますか。
佐藤主査	要件としましては、保護者の就労だったり、家族の介護だったり、リフレッシュ目的等も入っております。
松橋副委員長	預けられる時間は増える訳ではなく、単純に条件なく預けられるということですね。
三村委員	昨日説明があったのかもしれませんが利用定員ですけど、1日最大3名とのことですが、2歳児が3人も可能でしょうか。
佐藤(純)主査	利用に関しては、国のシステムを利用することになっていて、園側の方でこの日はこの時間が空いていますよ、これだけ利用できますよという感じで選択できるようになっているので、今のところ0歳児1名、1歳児1名、2歳児1名と考えております。時間帯に空きがあれば受入は可能です。
丹野委員	極端な話にはなりますが、一時預かりの利用が全くなければ3人受入れられるということですね。
佐藤(純)主査	一時預かり事業とこども誰でも通園制度の事業の内容が違っておりました、こども誰でも通園制度に関しては利用定員を定めるということになっております。その定員が2歳児1名、1歳児1名、0歳児1名となっておりますので、例えば一時預かりがないからといって、3名に枠が増えるとか、利用できるというようなものではありません。2歳児に、こども誰でも通園制度の枠がいっぱいの場合であっても、一時預かりに空きがあればご利用していただくということは可能になります。
丹野委員	保育士がいないから1名ずつというものなのか、制度的にもう1名ずつに下さいよということなのかわかりませんが、結果として3名しか増えないことに疑問を感じます。
佐藤(純)主査	保育士の人数に対してというのではなく、こども誰でも通園制度は来年度初めて行う事業ということになりますので、その利用定員というのはそれ

発言者	発言要旨
	<p>それぞれの市町村、それから施設と相談しながら決めることになっています。村はなぜ0歳児1名、1歳児1名、2歳児1名というふうになっているかということに関しては、初めて行われる事業ということやこども園での受け入れ体制というものもありますので、まずは1名ずつの利用で事業を進めていながら、必要であれば、そこはまた子ども子育て会議等を踏まえながら利用定員等を変更していくことが可能になると思います。まずは、子どもたちの安心安全を踏まえ、また現場の混乱等もないように1名ずつということで進めたいと考えています。</p> <p>ただし、こども園に入園しているお子さんがかなり増えてきているので、在宅で子育てをしている方が、人数的に減ってきているのも現状ではあります。</p>
丹野委員	<p>今は新しい制度だから、まずお試し期間というか、テスト期間なのでまず1名ずつで開始したいということですね。この制度で1年間やってみてスムーズに流れれば、将来的には極端な話、5人でも6人でも受入れられる可能性も出てくるかもしれないというような理解でいいですか。</p>
佐藤(純)主査	<p>はい、そのとおりでございます。</p>
松橋副委員長	<p>この制度はこども誰でも通園制度が定員に達した場合は、一時預かりが空いてればそっちを使うということですね。</p> <p>教育長とも話しましたが、一時預かりの場合は1時間300円で既存の制度の方が安いということになります。半日1000円というこの設定自体は自治体単位で決めているのですか。それとも何か決まりがあるのですか。</p>
佐藤(純)主査	<p>一時預かりの利用料に関しては、村で独自に設定しております。</p>
松橋副委員長	<p>既に村は新たに始まる制度よりも安くそもそも使えるということですね。それでこの制度がどこまで自治体の裁量で動かせる余地があるのか知りたいのですが、定員は村で定めていますがこの利用料300円というのはこの制度の中で決まっているということですか。</p>
佐藤(純)主査	<p>国の基準としては300円というように出されておりますが、それぞれの市町村で金額を設定することは可能ではございます。</p> <p>ただ、国からの補助金等の関係もありますので、もし変えるとなれば検討</p>

発言者	発言要旨
丹野委員	<p>も必要になってくると思います。</p> <p>現状、村の方が安いのでなかなか上乘せというのは難しいような気がしますね。仮に、10 時間を超えて行った場合、それは補助金の範囲外でご自由にどうぞという考え方ですね。</p> <p>最後の質問になりますが、誰でも預けられるようにという方針を国として出してきて、全国一斉にやりなさいって言われたのですよね。ひと月 10 時間ということで、そこまで影響がない。村の場合は既にそれ以上のことをやっています。わかる範囲でお考えをお聞きしたいのですが、今後、就労条件に限らず、誰でもこどもを預けられるようにしたいので、その枠を広げていこうという伏線なのですか。</p>
宮田教育次長	<p>この制度を設立するにあたっての国の考えとしては、これまでやってきた通常の保育と、さらに一時保育などがある中で、これをさらに展開したわけですが、背景に保護者のメンタルヘルスだとか、ワンオペだとか、孤立育児のリスクだとかいろいろ痛ましい事故が発生していることへの対応だと思います。</p> <p>あと、地域の子育て力の低下、待機児童への対応など、少数でもやはり問題がある部分を何とかケアしていこうという趣旨で捉えておりますので、その課題を何とか解決したいという意図があると思っています。</p> <p>どちらかという、田舎よりは都会向けの仕組みだなっていう印象です。一時預かり保育と何が違うのかという印象を持たれる方もいるかと思いますが、先ほど言いましたワンオペだとかその辺を何とかしたいという意図があるというふうに感じております。</p>
松橋副委員長	<p>子育ての第一義的責任者は保護者であるという考え方があります。何かそことの矛盾を感じます。時間もちょっと短いなど、なんか中途半端な制度の感じがしました。この方針をどう捉えたらいいのか少しわからなくて、村が決定した訳ではないので質問することが適切かわかりませんが何かその辺について何か思うことがあれば教えてください。</p>
三浦教育長	<p>こども誰でも通園制度には、国で示した枠があります。全てをこども園に預けるのではなく、困っている場合は保育を利用させていただいて、その課題を解決にあたりましようという意図があると思います。松橋議員が言われたように、こどもの保育に関してはやはり家庭が第一義的な意義、責任を持つ</p>

発言者	発言要旨
	べきだと思います。とはいえ、家庭だけで子どもを育てるというのはなかなか難しいところもありますし、より良い人に育てるためには、家庭だけではなくて、地域であったり、学校であったり、保育園であったりと、みんなで協力していくという一つの機会に村がなればよいと思います。
松雪委員長	休憩いたします。(13:34) 再会いたします。(13:35)
松橋副委員長	いずれにしても選択肢が増えることは悪いことはないのかなと思います。
丹野委員	お願いになります。新しい制度を始める時は、個別に説明したりせず、わかりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。そうしないと、国、市町村、それから学校、地域で子どもを育てるという割には、教育委員会の厳しい姿勢の印象が独り歩きしてしまいます。また、出来ないことばかりを探しているようにとらえかねない。保健センターから子育て中の鬱になるお母さんが多いと聞きました。先ほど佐藤さんが説明してくれたことも園になじまないときにはお母さんと一緒に通園もできるというような制度の話も聞こえてこないのです、そういうのもPRしながら、時間をかけて説明してほしいと思います。
松雪委員長	他に質疑はございませんか。  【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。  【なしの声】
松雪委員長	ないようですので討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第75号「大瀧村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  【全員挙手】

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>全会一致であります。よって、議案第 75 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第 80 号「大潟村特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
佐藤(純)主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
三村委員	虐待を受けたと思われる児童を発見した時の通報先はどこですか。
佐藤(純)主査	教育委員会や県、児童相談所に通報することになっております。
三村委員	皆さんは今までそのようにしてきたということによろしかったですか。
佐藤(純)主査	お見込みのとおりです。
松橋副委員長	虐待のことを中心に説明および質疑がなされていると思うのですが、法案の概要というところの一番が潜在保育士の復職支援等を行うために必要な体制とあります。これは村にとってプラスに働くような要素になりうるのですか。
佐藤(純)主査	特別な保育士に特化し、特別区域で保育士と認められる方について該当となるものです。村、秋田県を含めそのような保育士の採用は行っておりませんので、今回の条例改正案には含まれておりません。
松橋副委員長	これは決して保育士の人材不足に対して、すべからくアプローチするようなものではないということですね。承知しました。
松雪委員長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>ないようですので討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 80 号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。よって、議案第 80 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松雪委員長	<p>休憩いたします。(11:50) 再開いたします。(11:51)</p>
松雪委員長	<p>続きまして、議案第 87 号「大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について」当局の説明を求めます。</p>
菅原主査	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
松雪委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>審査結果の効率的な管理のところがポイントが低いように感じますがどういうことでしょうか。</p>
菅原(美)主査	<p>手持ちの資料で確認できるものがございませんので、後ほど回答させていただきます。</p>
菅原(ア)委員	<p>私達にとってはありがたいことですが、他の施設が現在の指定管理料と次の指定管理料が増額している中、多目的グラウンドに関しては同額というこ</p>

発言者	発言要旨
	とで、よろしいわけですね。
菅原(美)主査	金額が誤っておりましたので後ほど訂正させていただきます。
松雪委員長	休憩いたします。(11:54) 再開いたします。(13:31)
菅原(美)主査	資料を確認したところ、ここの採点項目につきましては、2点ございました。評価としては、優れているなら4、やや優れているなら3というものでした。他の団体は4評価が多い中、ルール大潟に関しては3評価のやや優れているという評価が多く、そこで差がついておりました。ただ、3であってもやや優れているということですので、担当部署としては問題無いと捉えております。
三村委員	理由はわかりませんが、多目的グラウンドの利用が要因ではないかと推察します。夜間照明もありますので、これから利用促進に向け頑張ってもらいたいと思います。
菅原(美)主査	議案第87号資料の金額について、配布いたしました資料にて訂正させていただきます。正しくは、5年間の合計で29,010千円になります。
菅原(ア)委員	主にどのような理由で増額となりますか。
菅原(美)主査	主な要因としましては、芝生の管理にかかる人件費及び資材の高騰によるものです。この他、外注している業務委託にかかる金額が増えています。
松雪委員長	他に質疑はございませんか。  【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。  【なしの声】

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>ないようですので討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 87 号「大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。よって、議案第 87 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について当局より説明を求めます。</p>
菅原(美)主査	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
松雪委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>ないようですので、質疑を終結します。</p> <p>休憩いたします。(13:43)</p>
松雪委員長	<p>再開いたします。(13:50)</p> <p>休憩前に引き続き、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>ないようですので討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>議案第 92 号「令和 7 年度一般会計補正予算案」について、当委員会に関する部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>全会一致であります。よって、議案第 92 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松雪委員長	<p>休憩いたします。(13:51) 再開いたします。(13:51)</p>
松雪委員長	<p>それでは次に陳情等の審査に移りますので、当局は課長と書記の方を残して退席してください。</p> <p>それでは引き続き、審議に入ります。</p> <p>陳情第 8 号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見提出を求める陳情」を議題といたします。</p> <p>はじめに、配付資料の黙読をお願いします。</p> <p><b>【資料黙読】</b></p>
松雪委員長	<p>各委員の意見をお伺いします。発言される方は挙手をお願いします。</p>
菅原(ア)委員	<p>先日、説明も伺いましたが、実際病院が崩壊してる一番の要因はやっぱり看護師が退職されると。そして、その退職されたご本人のお話を報道で知ると、自分たちは本当にもう身を削るだけの仕事をしてるのに、それに見合うお給料がいただけない。</p> <p>そしたらやっぱり他の方のところに行って、今現在病院に勤務してるより、高額でいただいと。その仕事の使命は今でもあるんだけど、自分の将来が見えないという声が切実に訴えられていました。</p> <p>私もそういうふうに感じますので、採択したいと思います。</p>
三村委員	<p>配置基準の見直しや人員確保のため賃金の引き上げが必要だと思いますので採択したいと思います。</p>
松雪委員長	<p>他にございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>それでは採決いたします。</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>陳情第8号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全会一致であります。よって陳情第8号は採択すべきものと決しました。採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成は、どのようにしましょうか。</p>
松雪委員長	<p><b>【委員長一任の声】</b></p> <p>提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。続きまして陳情第9号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。はじめに、配付資料の黙読をお願いします。</p>
松雪委員長	<p><b>【資料黙読】</b></p>
松雪委員長	<p>ご意見ございませんか。</p>
三村委員	<p>ケア労働者の処遇改善はずっと言われてきてるにも関わらず、低い状態が続いていますので、この報酬10%以上引き上げの意見書提出を求める陳情は採択したいと思います。</p>
松雪委員長	<p>他にございませんか。</p>
松雪委員長	<p><b>【なしの声】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>陳情第9号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全会一致であります。よって陳情第9号は採択すべきものと決しました。採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成は、どのようにしましょうか。</p>
松雪委員長	<p><b>【委員長一任の声】</b></p> <p>提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして陳情第10号「介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書」を議題といたします。</p> <p>はじめに、配付資料の黙読をお願いします。</p>
松雪委員長	<p><b>【資料黙読】</b></p> <p>ご意見ございませんか。</p>
三村委員	<p>訪問介護の事業者の廃業が増えていまして、これから施設も大事ですが、デンマークのような自宅での介護、訪問介護が自宅で過ごしたいという方にとっては大変重要なので、この介護保険制度の抜本的改善介護従事者の処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書に関して採択したいと思います。</p>
松雪委員長	<p>他にございませんか。</p>
松雪委員長	<p><b>【なしの声】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>陳情第10号「介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p>全会一致であります。よって陳情第 10 号は採択すべきものと決しました。採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成は、どのようにしましょうか。</p> <p><b>【委員長一任の声】</b></p>
松雪委員長	<p>提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして陳情第 11 号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」を議題といたします。</p> <p>はじめに、配付資料の黙読をお願いします。</p> <p><b>【資料黙読】</b></p>
松雪委員長	<p>ご意見ございませんか。</p>
丹野委員	<p>裁判所も違法であると認め、回復するようにはしつつあると思うんですけども、これが利用者を引き下げるということで、それに関連するものも止まったりして、非常に速やかにしないと大変なことになるということなので、全面解決はもちろんなんですけども、生活保護と連動する物が止まって困ってる人もいますので、この陳情を採択すべきだと思います。</p>
松雪委員長	<p>他にございませんか。</p> <p><b>【なしの声】</b></p>
松雪委員長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>陳情第 11 号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
松雪委員長	<p>全会一致であります。よって陳情第 11 号は採択すべきものと決しました。</p>

発言者	発言要旨
	<p>採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成は、どのようにしましょうか。</p> <p><b>【委員長一任の声】</b></p>
松雪委員長	<p>提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして陳情第 12 号「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」を議題といたします。</p> <p>はじめに、配付資料の黙読をお願いします。</p>
	<p><b>【資料黙読】</b></p>
松雪委員長	<p>ご意見ございませんか。</p>
三村委員	<p>大潟村は無償化になってるわけですが、県内の取り組みにバラツキがみられますので採択で良いと思います。</p>
松雪委員長	<p>県内の取り組み状況を教えてください。</p>
三浦教育長	<p>配布されております資料のとおりとなっております。南秋 4 町村は完全無償化となっております。</p>
丹野委員	<p>少子化が進んでいる状態でありまして、貧富の差という問題もあります。地域全体で支えていく必要がありますので、子どもの健全な育成という趣旨からもから採択で良いと考えます。</p>
川渕委員	<p>参考までに、現在ひとり一食当たりの費用を教えてください。</p>
三浦教育長	<p>村の場合は、小学校は 300 円、中学校は 350 円です。周辺も大体この程度になっていると思います。その他、村では、お米は特別栽培米を使用していますし、地場産野菜を取り入れるなど充実した取り組みを行っております。</p>
松雪委員長	<p>他にございませんか。</p>

発言者	発言要旨
松雪委員長	<p><b>【なしの声】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>陳情第 12 号「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松雪委員長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全会一致であります。よって陳情第 12 号は採択すべきものと決しました。採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成は、どのようにしましょうか。</p>
松雪委員長	<p><b>【委員長一任の声】</b></p> <p>提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p>
松雪委員長	<p>以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。これで総務福祉教育委員会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 14:07)</p>